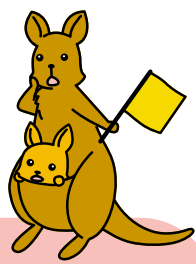


みんなが入れる 交通災害共済 Q&A



●加入・資格について

Q 自治会・町内会経由以外で加入できますか？

もちろんできます。
銀行・信金・信組・農協等の金融機関に直接申込みことや住まいの地域によっては市役所・町村役場に直接申込みこともできます。ただし、ゆうちょ銀行でのお申し込みはできませんのでご注意ください。

Q 県外の学校等に在学している子供や県外に単身赴任中の夫は加入できますか？

新潟県内の市町村に住民登録された者と生計を一にしていれば、加入できます。

Q 共済期間の途中で県外へ転出した場合、資格はどうなりますか？

資格は失いません。
交通事故にあった場合は、転出前に居住していた新潟県内の市町村窓口に見舞金を請求することとなります。

●請求について

Q ジョギング中に誤って転んでしまいました。見舞金を請求できますか？

交通事故ではありませんので、見舞金の請求はできません。またラクーターやセニアカーなどの「電動車いすを運転する人」は、道路交通法上「歩行者」となりますのでご注意ください。

Q 共済期間中に2度、3度と交通事故にあった場合はどうなりますか？

共済期間中であれば、何回事故にあってもその都度請求することができます。ただし、前のケガの治療中に、更に同じ部位を後の事故によりケガした場合は、一つのケガとして治療日数を通算することになります。

Q 自転車を運転中に誤って転んでしまいました。見舞金を請求できますか？

治療日数に応じて見舞金の支給対象となります。
どんな軽いケガでも、すぐに最寄りの警察に届け出たうえ、市町村の窓口にご相談するようにしましょう。
警察署に届出をしなかった場合、見舞金は原則13等級(7万円)が限度となります。

Q 共済見舞金は、治療中でも請求できますか？

できるだけ、そのケガが治ってから請求してください。これは、有料である診断書などの枚数を減らすことで、会員の方々のご負担を減らすためです。

Q 交通事故によるケガが治りきれないので、いわゆるカイロプラクティックに通院しました。この通院分は実治療日数に含まれますか？

含まれません。
見舞金の算定は、医師による治療、柔道整復師(条件付きであん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師)による施術を対象としています。

ただし、次のような場合には、すぐに手続きしてください。
○ケガの程度が確定しており、見舞金の額がこれ以上上がる見込みがない場合
○ケガの完治を待っていたら、請求期間である1年を超えてしまいそうな場合

新潟県交通災害共済は、「交通事故」により身体におケガをされた会員に対し、共済見舞金を支給する制度です。
(交通事故でない場合は支給対象外になります)

「交通事故」にあったときは次のとおり行動してください。

1 ケガ人の救護

ケガの程度によっては1分1秒を争いますので、何をあいても最優先でおこなってください。



2 周囲の安全確保

車両をすみやかに交通の妨げとならない場所に移動します。



3 警察への連絡

道路交通法で報告をする義務があります。自損事故や相手方が不明の事故の場合も同様です。

※自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」の提出がないと見舞金の額が原則13等級(7万円)に制限されます。この証明書は警察に届出をしていないと発行してもらえません。



家族そろって加入しましょう。

加入者数	1,346,267人
見舞金支払件数	4,336件
見舞金支払金額	448,220,000円

平成21年度
加入支払状況

お申し込み期間 **平成23年2月1日～3月31日** ※4月以降のお申し込みはその翌日から平成24年3月31日までが共済期間になります。

見舞金の請求方法

1 交通事故に被災

交通事故にあい、おケガをされた場合、7日以上の入通院から見舞金をお支払いいたします。

2 市町村窓口へ

まずはお住まいの市役所・町村役場の窓口へお問い合わせください。

市町村窓口で行うこと

- ①ご自身の会員証を持参し、「交通災害共済の件で…」とお申し出ください。
- ②窓口の担当者が、事故の内容などをおうかがいします。
- ③窓口の担当者が、必要な書類を指示またはお渡しいたします。

3 書類の提出

請求書類一式(上記2で準備またはお取り寄せいただいたもの)を、同じ窓口へ提出してください。

※見舞金の請求期間は事故から1年です。完治せず治療継続中であっても、1年を経過した場合は、請求できませんので気を付けてください。

4 審査

市町村及び組合で支給の対象となるかどうかの「審査」を行います。

※審査の過程で、請求された方やおケガをされた方、医療機関、警察署などに事情を聴取することがあります。そのため、この審査には多少時間がかかる場合があります。

5 見舞金の支給

審査の結果、支給決定となった場合、ご請求者様に支給決定の通知を郵送するとともに、見舞金を支給いたします。

平成23年度 新潟県交通災害共済

交通災害共済は全市町村で行う助け合いの制度です。

年会費
500円

ひとり年額500円です。
途中加入の場合も同額です。

見舞金
**3万円(実治療7日)～
最高150万円**

(死亡)

平成23年
4月1日～
**見舞金・等級が
変わります!**
・見舞金が増額されます
・等級がより細分化されます
詳しくは中面へ



みんなで安心
みんなの共済

お申し込み期間 **平成23年2月1日～3月31日**
※4月以降のお申し込みはその翌日から平成24年3月31日までが共済期間になります。

新潟県市町村総合事務組合

(この事業は県内全市町村で構成する当組合が運営しています)

<http://www.sinsogo.jp/koutu/koutu.html> 新潟県交通災害共済 検索

2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級区分1級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,300,000円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級区分2級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	800,000円
	24日以上を含む 実治療日数105日以上の傷害	
6	入院20日以上を含む 実治療日数90日以上の傷害	300,000円
7	入院16日以上を含む 実治療日数75日以上の傷害	250,000円
8	入院12日以上を含む 実治療日数60日以上の傷害	200,000円
9	入院8日以上を含む 実治療日数45日以上の傷害	150,000円
10	入院4日以上を含む 実治療日数30日以上の傷害	100,000円
11	入院通院の実治療日数25日以上の傷害	70,000円
12	入院通院の実治療日数19日以上の傷害	60,000円
13	入院通院の実治療日数13日以上の傷害	50,000円
14	入院通院の実治療日数7日以上の傷害	30,000円